

## 管 理 規 程

### 埼玉県流域下水道事業管理規程第十二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規定を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規定

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五十二条第二項の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。